

ホワイト求人労働協約（就活安心労働協約）

TBC グループ株式会社（以下「甲」という）と総合サポートユニオン（以下乙という）は、エステ業界に就職を志す求職者が安心して就職活動ができる環境を整備するために、本労働協約を締結する。

- (1) 会社は、若者雇用促進法及び女性活躍推進法が定める、全ての情報公開項目を各求人媒体において主体的に公開する。また、各事業場における 36 協定を組合、同業他社らと協議の上、各求人媒体で公開することを協議する。
- (2) 会社は、各求人媒体において、厚生労働省指針が求める新卒採用に加え、中途採用含め、①固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法、②固定残業代を除外した基本給の額、③固定残業時間を超える時間外労働、深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うことなどを明示する。
- (3) 会社は、各求人媒体において、求人条件が同一と認識されるよう基本的な労働条件（絶対的必要記載事項等）については、文言を統一化する。
- (4) 会社は、求人情報を下回る労働契約を締結しない。ただし、店舗の統廃合等、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- (5) 会社は、各求人媒体において、本協約(4)を担保する趣旨の文言を掲載する。
- (6) 会社は、求職者に内定通知を送付する際、合わせて労働条件通知書を書面交付する。